仕　様　書（案）

1　件名

旭区社協　ボランティア・市民活動センター化 改修工事

2　履行場所

大阪市旭区高殿６－１６－１

大阪市旭区在宅サービスセンター内　２階ボランティア・市民活動センター※

3　履行期間（履行期限）

契約日～１２月３０日まで ※応相談

4　作業内容

（１） 和室・倉庫の改修（和室・倉庫⇒洋室で一体化）

【和室】

・床上げを解体

・押入れ、床の間…撤去し一体化、壁紙。※天井高の調整不要

・和室・倉庫間の壁の撤去

・障子の撤去、カーテン設置

・天井とエアコンの高さ合わせ、壁紙

・照明スイッチ、エアコンリモコン等移設

【倉庫】

・木製棚の解体

・天井照明…和室の照明と近いものを 2 台設置

【和室・倉庫共通】

・部屋天井、壁面に壁紙（1000 番クロス)、ソフト巾木

・床…部屋間の床をフラットにし、タイルカーペット（GA４００）

・入口…パーテーション折りたたみドア（5 枚）を設置し、入口周辺の壁紙を更新する。

（２） 浴室の改修（浴室⇒倉庫）

【大風呂】

・底面から下地を組み、高い方の縁に高さを合わせ、板を渡す。※棚や人が乗っても大丈夫に

【全体】

・浴槽（小)、ストレッチャー等の機器の撤去

・シャワー、蛇口等の撤去、止水処理。

・排水溝…目止め、臭気防止

・手すりの撤去
・火災探知機の新設

（3）脱衣所の改修
・トイレ、スロップシンク撤去、床処理

（4）厨房設備の撤去及び停止処理
・シンク、フライヤー、食洗器、乾燥機、調理台、冷蔵庫、冷凍庫、コンロ、オーブン、調理機、給湯器、戸棚、換気カバー等の廃棄
・水道管、ガス管等…供給元に近いか所で切断、閉栓
・排水溝…目止め、臭気防止
※厨房については、調理機器等の撤去並びに水道・ガス・排水設備の停止処理までを本見積対象とし、部屋または倉庫への内装改修は今回行わない。

（5）厨房控室の改修（厨房控室⇒相談室）
・トイレ（便器、壁等）撤去、床処理
・畳床⇒P タイル、天井・壁面の壁紙（1000 番クロス)、ソフト巾木
・手洗い、鏡 撤去

（6）トイレの改修
・トイレの間仕切りパーテーション、スライドドアの設置
（男子・女子トイレ各１）

5　内容

(1)　本業務は、契約書・仕様書に基づき履行すること。
(2)　本業務は既存のものを撤去の上、更新するものとする。更新する資材は新品とする。
(3)　作業に必要な申請等手続きがある場合は、受注者が行うこと。
(4)　作業の安全管理は受注者の責任で行い、当協議会はその責を負わない。受注者は作業の安全管理に関する責任者を選定し、関係法令に従って安全管理を行うこと。
(5)　設置作業により生じた施設整備等への不具合や事故については、受注者の負担により対処すること。
(6)　停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。
(7)　作業車、運搬車両等の駐車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置き場等の敷地内における必要な場所の確保については、事前に発注者の承諾を得ること。
(8)　作業は平日を基本とし、9：00～17：30 とする。作業にあたっては事前に担当職員と調整のこと。
(9)　万一作業中に当協議会の所有物または共有部分に破損を生じた際には、速やかに当協議会担当責任者に報告の上受注者の責任で原状回復を行うこと。

（10） すべての作業が終了するまでの間、進捗状況に応じて片付け及び清掃を行うこと。

（11） 作業終了後、撤去した廃材等については、関係法令を遵守し、適正に処理すること。

（12） 受注者は作業完了に関する工事完了報告書（実施日、施工前、施工中、施工後写真等掲載）を提出すること。

（13） 見積書は工事全体を一式として作成すること。ただし、比較検討ができるよう、和室・倉庫、浴室、脱衣所、厨房設備撤去、厨房控室、廃材処分費、諸経費等の工事項目ごとの内訳金額を明記すること。

（14） 見積金額には、撤去、搬出、運搬、処分、養生、清掃、必要な下地処理、取合い補修、設備停止処理及び現場調整に要する費用を含めること。

（15） 解体後に下地、配管、躯体、設備等の状況により仕様変更が必要となる場合は、発注者と協議のうえ対応すること。見積時点で想定されるリスクや別途費用となる可能性がある事項は、見積書に明記すること。

（16） 水道、ガス、排水等の停止処理を行う場合は、安全性及び臭気・漏水・逆流防止に配慮し、必要に応じて専門業者による施工を行うこと。

【見積内訳表】（例）

番号	工事項目	主な内容	見積金額（税抜）
1	和室・倉庫の改修	和室と倉庫の一体化、床・壁・天井仕上げ、5 枚折戸・照明・設置、スイッチ等移設	
2	浴室の改修	倉庫利用に向けた浴槽・設備撤去、床下地、排水目止め、臭気防止、火災探知機新設	
3	脱衣所の改修	トイレ・スロップシンク撤去、床処理	
4	厨房設備の撤去及び停止処理	厨房機器撤去、水道管・ガス管の切断・閉栓、排水目止め、臭気防止	
5	厨房控室の改修	相談室化に伴うトイレ・壁・畳床・手洗い・鏡の撤去、床・壁・天井仕上げ	
6	廃材処分費	撤去物、建材、設備機器等の搬出・運搬・処分	
7	諸経費	施設内養生、作業後清掃、安全管理、現場管理、事務経費その他必要経費等	
小計			
消費税			
合計			

6　その他

現地の下見

入札前に現地調査を必須とし、現状を確認し補修工事の内容説明を受けること。

疑義が生じた際は担当者からの説明を受けること。

7　補修工事における保証期間

・本件補修工事に関する保証期間は、引渡し後６カ月間とすること。

・不備が生じた際には原因を精査し、工事手法等に原因がある場合は無償で交換や修繕を行うこと。交換作業に関わる費用は受注者負担とする。

8　担当者

社会福祉法人

大阪市旭区社会福祉協議会（担当：山田 雅茂）

所在地　大阪市旭区高殿６－１６－１

電　話　06-6957-2200

ＦＡＸ　06-6957-7282

Ｍａｉｌ　asahitop@asahi-shakyo.or.jp